

平成23年分 所得税等確定申告相談会

相談日	受付時間	会場	対象地区等
2月21日(火) 22日(水)	午前9時30分～午前11時 午後1時～午後3時	コミュニティ・プラザ (富士見町図書館 2階) 大会議室	全町対象 税理士による確定申告相談 電子申告用パソコン設置会場

平成24年度 住民税等申告相談会

相談日	受付時間	会場	対象地区
2月16日(木)	午前9時～午前11時 午後1時～午後4時	御射山神戸区公民館	御射山神戸・栗生
17日(金)		乙事区役所	乙事・広原
20日(月)		机集落センター	机・平岡・瀬沢・先能
23日(木)		コミュニティ・プラザ 2階大会議室	全町対象
27日(月)		立沢構造改善センター	立沢・広原
28日(火)		上蔦木集落センター	上蔦木・下蔦木・神代
29日(水)		信濃境区公民館	信濃境・池袋・烏帽子
3月 2日(金)		高森公民館	高森・小六・広原
5日(月)		葛窪転作研修センター	田端・先達・葛窪・広原
6日(火)		若宮構造改善センター	木之間・横吹・花場 若宮・休戸・とちの木
7日(水)		原の茶屋公民館	大平・松目・原の茶屋 富士見ヶ丘・塚平
8日(木)		役場3階 301会議室 302会議室 303会議室	瀬沢新田・桜ヶ丘・南原山・富原
12日(月)			富士見
13日(火)			富里・富士見台・富ヶ丘
14日(水)			全町対象
15日(木)	午前9時～午前11時 (終了)		全町対象

※税理士による無料申告相談を含め、次の方々は上記会場で相談等を受け付けることができませんので、直接税理士に依頼されるか、税務署で申告相談されますようお願いいたします。

- ① 土地や建物、株式、先物取引、ゴルフ会員権等の資産を売却や交換された方
- ② 住宅借入金等特別控除を受ける方
- ③ 税理士や税理士法人が関与している法人の役員の方
- ④ 前年の事業所得が300万円を超えている方
- ⑤ 消費税の申告をされる方のうち、前々年分の課税売上金額が3,000万円を超える方
- ⑥ 所得税以外の税を申告される方（贈与税、相続税等）

※各地区等へ巡回期間中は、役場財務課窓口での申告相談等に対応できませんので、ご了承ください。

